

2023年4月24日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ国際投信株式会社

「短期ロシアルーブル債オープン（毎月分配型）」満期償還のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2013年7月11日に設定いたしました「短期ロシアルーブル債オープン（毎月分配型）」は、投資信託約款の規定に基づき信託期間が終了する2023年10月25日をもって、満期償還いたしますこととお知らせいたします。

当ファンドは、ロシアルーブル建ての短期公社債を実質的な主要投資対象としておりますが、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁等の影響により、市場でのロシア国債等の取引が成立しない状況となったことから、2022年2月25日以降のご購入・ご換金のお申込み受付を停止しております。

また、保有するロシアルーブル建て債券を換金できる見込みが立たないことから、同年3月10日以降の保有債券の評価価格をゼロとし、さらには、保有債券の利息を受け取る見込みが立たないことから、同年4月6日には未収利息の評価をゼロとして基準価額を算出することといたしました。

その結果、当ファンドの2023年3月31日時点の基準価額は356円となっております。なお、これまでにお支払い済みの分配金の累計は3,200円（1万口当たり、税引前）となっております。

ロシア・ウクライナ情勢に改善の兆しは見られず、このような状況が続くと予想される中、弊社では当ファンドの今後の方針について検討を重ねてまいりました。その結果、ファンドの運用の基本方針に規定した運用目標を達成し受益者のみなさまにご提供できる見通しが立たないなど、投資信託約款に規定された信託期間の延長事由である「受益者に有利である」に当たるとは言えない状況にあると判断し、信託期間を延長せず、投資信託約款の規定通り、2023年10月25日をもって満期償還とすることといたしました。

なお、満期償還時には、組入有価証券等を可能な限り現金化させた後の償還価額をもって償還金の支払いを行います。現金化できない資産が残る場合には、満期償還後も引き続きファンドの清算をめざしてまいります。

清算の可否や時期、金額等についてはお約束できないものの、清算が可能となった場合には、償還時における受益者のみなさまに償還時の保有口数に応じた清算代金をお支払いすべく努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

満期償還に関する Q&A

Q1. なぜ基準価額が回復しないのか？

A1. ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁等の影響により、市場でのロシア国債等の取引が成立しない状況となり、保有するロシアルーブル建て債券の換金可能な価格が算出できず、利金・償還金も受け取れておりません。そのため、当ファンドのファンド監査人と協議の上、2022年3月10日以降、保有するロシア国債の評価と利息をゼロとして基準価額を算出することとしたため、足元の基準価額は356円（2023年3月31日時点）となっております。

現在においても市場取引再開や利金・償還金受け取りの見通しが立っておらず、ロシア国債を評価できない状況が続いておりますが、今後、市場取引の再開等の状況変化があれば、基準価額回復の可能性があると考えております。

Q2. なぜ満期償還するのか？

A2. 当ファンドは、投資信託約款で信託期間を2023年10月25日までとしており、同約款の規定に基づき、信託期限到来に伴う償還を行う予定です。なお、受益者に有利であると認めるときは信託期間を延長することができることと投資信託約款に規定されていますが、現在の状況が将来好転するかは不確実であることから当該事由には該当しないと判断しております。なお、満期償還後は、ファンドの清算をめざして運営・管理を継続します。保有資産の売却や利金・償還金の受け取りによりファンド清算が可能となった場合には、償還時の受益者のみなさまに清算代金をお支払いして参ります。

Q3. 換金することは出来ないのか？

A3. 市場でのロシア国債等の取引が成立しない状況が続いており、保有資産を適正価格で売却・換金して現金化できないため、ファンドのご換金に対応することができない状況です。また、仮に受け付けてしまった場合には残存受益者との公平を保つことができない可能性もあり、ご換金の受付を停止しております。このように、現在の情勢が大きく改善しない限り、ご換金のお申込み受付の再開は難しいと考えております。

Q4. 保有するロシア国債はどのような状況なのか？

A4. 保有するロシア国債はデフォルト（債務不履行）となっているわけではありません。市場取引が成立しておらず売却できない状況や経済制裁による規制で売却代金、利金や償還金の受取に制限がありますが、資産管理を行っている受託銀行において当ファンドの保有有価証券として認識されております。

なお、保有債券の利金については、ロシア政府からは支払われているもののロシアの連邦証券保管振替機関にプール（保管）された状態にあり、ロシア大統領令により資金送金ができない状態にあるため利息を受け取ることができておりません。

Q5. 満期償還後はどのような運営・管理を行うのか？

A5. 当ファンドはロシア国債 3 銘柄を保有しており、1 銘柄は 2023 年 8 月に、残り 2 銘柄は 2024 年中に償還を迎えます。ファンドの満期償還までに、これら有価証券などの現金化に努めますが、仮にファンドの満期償還時点で売却等換金ができなかった場合には、現金化した部分を以って償還金を計算して償還金の支払いを行います。その後も、ファンドの清算をめざして運営・管理を継続し、保有資産の売却や利金・償還金の受け取りによりファンド清算が可能となった場合には、満期償還時の受益者のみなさまに清算代金をお支払いして参ります。

Q6. 満期償還後の状況はどのように知ることが出来るのか？

A6. 償還後も引き続き弊社ホームページにおいて満期償還後のファンドの状況等の情報提供を行う予定です。また、本資料末尾の弊社フリーダイヤルにおいても、お問い合わせを受け付けます。なお、受益者のみなさまの償還時の保有口数や返還金（清算代金）のお支払い等、お客さま毎の個別の内容につきましては、お取引のある販売会社にお問い合わせ下さい。

Q7. 返還金（清算代金）はいつごろ、どの程度の金額が戻ってくる見通しなのか？

A7. 前述の状況にあることから、現時点では、満期償還時の償還金がいくらとなるのかも不明であるうえ、返還金（清算代金）についてもお支払いの可否や時期、金額等の具体的な見通しは立っておりません。状況を注視し、採り得る対応を慎重に検討して参ります。

なお、保有するロシア国債の売却や利金・償還金を受け取れる可能性が全く無くなり、返還金（清算代金）をお支払いできなくなることもございますことにつき、予めご理解賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

Q8. 返還金（清算代金）の税金の取扱いはどのようになるのか？

A8. 返還金（清算代金）を受け取る時期や、お客さまの他の所得、確定申告や繰越控除の使用の有無などによって、税金の取扱いは異なりますので、一概に申し上げることはできません。このため、税理士等の税務専門家にご相談ください。

Q9. 返還金（清算代金）はどのように計算され、返金されるのか？

A9. 返還金（清算代金）は、保有資産の売却や利金・償還金の受け取りにより換金された金額から、返還費用（発送費用、振込費用、受益者特定のための費用等）を控除して計算されます。なお、ファンド清算時の市場取引等の状況を想定することは困難ですが、資産売却や為替取引等の際には最適な執行となるよう努めて参ります。また、返還金（清算代金）のお支払いは、返還の都度控除される返還費用の負担等も鑑みると、可能な限り一括で行うことが望ましいと考えておりますが、あくまでも状況次第での対応となりますこと、ご理解賜りたく、よろしくお願ひいたします。

Q10. 返還金（清算代金）を受け取るために何か手続きは必要なのか？

A10. ファンドの満期償還後に、返還金（清算代金）が発生した場合には、お客さまがお取引のある販売会社を通じてお支払いいたします。償還時の受益者が受け取りの対象となりますが、受益者のみなさまの顧客情報や口座管理等は販売会社にて行われているため、特別な手続きは必要ありません。

なお、ファンドの満期償還後に口座解約やお受け取りに必要な個人情報の変更等があった場合には、返還金（清算代金）の受取人としての特定が困難となる可能性もありますので、販売会社で必要な手続きをお願いいたします。また、相続等が発生した場合には、その相続人の方が返還金を受け取る権利を有することになりますが、手続等につきましては販売会社にお問い合わせください。

Q11. 返還金（清算代金）を受け取ることで、経済制裁規制に抵触しないか？

A11. 米国の経済制裁によって、米国人は、2022年5月25日の東部夏時間12:00以降、ロシア国債の利金や償還金の受取が禁止されています。このため、ファンドを通じ、間接的にこれら利金や償還金を受け取った場合には、当該受取人が米国人であるときには当該規制違反となる可能性があります。米国人でない場合には規制に抵触いたしません。

- ・ 受益者さまの保有口数、償還金のお支払い等、お取引についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。
- ・ ファンドの運用状況・商品内容についてお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】